

船舶インシデント調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和元年10月2日 14時00分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市馬渡島南西方沖 肥前馬渡島灯台から真方位243° 3.3海里付近 （概位 北緯33° 32.3′ 東経129° 42.2′）
インシデントの概要	プレジャーボート恵比須丸は、漂泊中、機関の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年10月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 恵比須丸、2.2トン
船舶番号、船舶所有者等	295-35303佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.8m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、親族1人及び友人3人を乗せ、機関を停止して漂泊中、約1時間、魚群探知機能内蔵のGPSプロッター及びレーダー（以下「GPSプロッター等」という。）の電源を入れて釣りをを行い、帰港しようとしたところ、機関の始動ができなかった。</p> <p>船長は、しばらくして再び始動を試みたものの、機関の始動ができなかったため、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航されて日比水道に入り、巡視艇によってバッテリーを充電してもらったところ機関の始動ができたので自力で帰港した後、バッテリーが交換された。</p> <p>船長は、本インシデント当日の出航前点検で、平成28年7月に装備したバッテリーの電圧が正常範囲にあることを確認したが、機関を停止して漂泊中、GPSプロッター等を使用していたので過放電したと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、漂泊中、機関を停止した状態でGPSプロッター等を使用し、バッテリーが過放電したことから、機関の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が漂泊中、機関を停止した状態でGPSプロッター等を使用し、バッテリーが過放電したため、機関の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 機関の停止中は、バッテリーの蓄電容量が低下することがないようにGPSプロッター等を長時間使用しないこと。
--------------	--